|  |
| --- |
| **４５０９．ＵＬＤ引取情報登録** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＵＤＡ | ＵＬＤ引取情報登録呼出し |
| ＵＤＡ０１ | ＵＬＤ引取情報登録 |

１．業務概要

ＭＡＷＢ単位でＵＬＤインタクト貨物とバラ貨物が混在する場合において、ＵＬＤインタクト貨物を先行して引き取るために、それぞれの貨物情報をＵＬＤ引取情報として登録する。登録した情報に対する訂正、取消し及び照会についても本業務にて行う。

また、ＵＬＤインタクト貨物に対して、「貨物確認情報登録（ＰＫＧ）」業務入力時に保税運送申告の自動起動をする旨を登録することも可能である。

なお、ＭＡＷＢ単位でＵＬＤインタクト貨物とバラ貨物が混在する場合は、当該ＭＡＷＢに対して「ＡＷＢ情報登録（輸入）（ＡＣＨ）」業務または「ＡＷＢ情報訂正（ＣＡＷ）」業務（以下、ＡＷＢ情報登録業務という。）及びＰＫＧ業務または「貨物確認情報訂正（ＣＰＫ）」業務（以下、貨物確認情報登録業務という。）を行う前に、本業務にてＵＬＤ引取情報を登録する必要がある。

（１）「ＵＬＤ引取情報登録呼出し（ＵＤＡ）」業務の場合

（Ａ）登録の場合

入力した内容に基づき、呼出し結果情報を編集する。

（Ｂ）訂正または取消しの場合

本業務により登録されたＵＬＤ引取情報を呼び出す。

（Ｃ）照会の場合

本業務により登録されたＵＬＤ引取情報を照会する。

（２）「ＵＬＤ引取情報登録（ＵＤＡ０１）」業務の場合

（Ａ）登録の場合

ＵＬＤ引取情報を登録する。

（Ｂ）訂正の場合

本業務により登録されたＵＬＤ引取情報に対し、訂正及び取消しされた保税運送申告の自動起動をする旨の再登録を行う。

なお、ＡＷＢ情報登録業務を行った後の貨物情報の訂正は航空会社のみ可能である。

（Ｃ）取消しの場合

本業務により登録されたＵＬＤ引取情報に対し、取消しを行う。

なお、貨物確認情報登録業務を行うまで取消し可能である。

２．入力者

航空会社、通関業、混載業、保税蔵置場

３．制限事項

①スプリットの登録は、最大３０便とする。

②１ＡＷＢで登録可能な到着空港数は、最大５空港とする。

４．入力条件

（１）ＵＤＡ業務の場合

（Ａ）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②登録の場合は、通関業または混載業であること。

③訂正の場合は、登録を行った利用者またはＵＬＤ引取情報に登録されている航空会社であること。

④取消しまたは照会の場合は、登録を行った利用者、ＵＬＤ引取情報に登録されている航空会社または取卸保税蔵置場を管理する保税蔵置場であること。

（Ｂ）入力項目チェック

（ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｃ）ＭＡＷＢ番号チェック

入力されたＭＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報ＤＢに存在しない場合で、ＭＡＷＢ番号が１０桁または１１桁の場合は、一連番号部（４～９または１０桁目）が数字であること。

・チェックデジット・チェック方法

一連番号部を７で除し、その余りとチェックデジットの数値が等しいことをチェックする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | | |  | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

ａ ｂ ｃ

ａ：プリフィックス部（３桁）

ｂ：整数の一連番号部（６～７桁）

ｃ：チェックデジット（１桁）

ｂ÷７＝α余りβ

β＝ｃ（β≠ｃはエラー）

図　チェックデジット有りのＭＡＷＢ番号構成

（Ｄ）輸入貨物情報ＤＢチェック

（ａ）登録の場合

入力されたＭＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報ＤＢに存在する場合は、以下のチェックを行う。

①ＨＡＷＢまたはＵＬＤでないこと。

②社用品でないこと。

③仮陸揚貨物でないこと。

④全量到着済でないこと。

⑤「貨物取扱登録（改装・仕分）（ＣＨＳ）」業務により仕分けられた仕分け親または仕分け子でないこと。

⑥「搬入確認登録（システム対象外保税運送）（ＯＩＮ）」業務が行われていないこと。

⑦入力された到着便名に対して本業務が行われていないこと。

⑧入力された到着便名に対してＡＷＢ情報登録業務またはＰＫＧ業務が行われていないこと。

⑨輸入申告等の輸入通関手続き（予備申告（Ｚ申告、Ｔ申告、Ｊ申告、Ｕ申告またはＳ申告）を含む）がされていないこと。

⑩「許可・承認等情報登録（輸入保税）（ＰＣＨ）」業務により以下の登録がされていないこと。

「廃棄届受理」

「滅却承認」

「亡失届受理」

「税関内収容」

「現場収容」

「登録情報削除容認」

「貨物の移動差止」

「貨物手作業移行」

⑪「許可・承認等情報登録（輸入通関）（ＰＡＩ）」業務により許可・承認登録がされていないこと。

⑫「許可・承認等情報登録（監視）（ＰＡＫ）」業務により以下の登録がされていないこと。

「外貨機用品積込承認（個別）」

「外貨船用品積込承認」

「別送品輸入許可」

（ｂ）訂正の場合

①入力されたＭＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報ＤＢに存在すること。

②入力された到着便名に対して本業務が行われていること。

③バラ貨物に対して、貨物確認情報登録業務がされていないこと。

④ＰＣＨ業務により貨物の移動差止または貨物手作業移行の登録がされていないこと。

（ｃ）取消しの場合

①入力されたＭＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報ＤＢに存在すること。

②入力された到着便名に対して本業務が行われていること。

③入力されたＭＡＷＢ番号及び到着便名に対して貨物確認情報登録業務が行われていないこと。

④ＰＣＨ業務により貨物の移動差止または貨物手作業移行の登録がされていないこと。

（ｄ）照会の場合

①入力されたＭＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報ＤＢに存在すること。

②入力された到着便名に対して本業務が行われていること。

（２）ＵＤＡ０１業務の場合

（Ａ）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②登録の場合は、通関業または混載業であること。

③訂正の場合は、登録を行った利用者またはＵＬＤ引取情報に登録されている航空会社であること。

④取消しの場合は、登録を行った利用者、ＵＬＤ引取情報に登録されている航空会社または取卸保税蔵置場を管理する保税蔵置場であること。

（Ｂ）入力項目チェック

（ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｃ）ＭＡＷＢ番号チェック処理

入力されたＭＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報ＤＢに存在しない場合で、ＭＡＷＢ番号が１０桁または１１桁で、かつ一連番号部（４～９または１０桁目）が数字の場合は、一連番号部を７で除し、その余りとチェックデジットの数値が等しいことをチェックする。

（Ｄ）輸入貨物情報ＤＢチェック

（ａ）登録の場合

入力されたＭＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報ＤＢに存在する場合は、以下のチェックを行う。

①ＨＡＷＢまたはＵＬＤでないこと。

②社用品でないこと。

③仮陸揚貨物でないこと。

④全量到着済でないこと。

⑤ＣＨＳ業務により仕分けられた仕分け親または仕分け子でないこと。

⑥ＯＩＮ業務が行われていないこと。

⑦入力された到着便名に対して本業務が行われていないこと。

⑧入力された到着便名に対してＡＷＢ情報登録業務またはＰＫＧ業務が行われていないこと。

⑨輸入申告等の輸入通関手続き（予備申告（Ｚ申告、Ｔ申告、Ｊ申告、Ｕ申告またはＳ申告）を含む）がされていないこと。

⑩ＰＣＨ業務により以下の登録がされていないこと。

「廃棄届受理」

「滅却承認」

「亡失届受理」

「税関内収容」

「現場収容」

「登録情報削除容認」

「貨物の移動差止」

「貨物手作業移行」

⑪ＰＡＩ業務により許可・承認登録がされていないこと。

⑫ＰＡＫ業務により以下の登録がされていないこと。

「外貨機用品積込承認（個別）」

「外貨船用品積込承認」

「別送品輸入許可」

（ｂ）訂正の場合

①入力されたＭＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報ＤＢに存在すること。

②入力された到着便名に対して本業務が行われていること。

③入力された到着便名に対してＡＷＢ情報登録業務が行われている場合で、ＡＷＢ情報の訂正を伴う場合は、入力者は航空会社であること。

④入力者が航空会社の場合は、個数または重量の訂正であること。

⑤バラ貨物に対して、貨物確認情報登録業務がされていないこと。

⑥ＵＬＤインタクト貨物に対する訂正の場合で、かつ当該貨物に対する貨物確認情報登録業務が行われている場合は、入力された到着便名に係る貨物に対して保税運送申告が行われていないこと。

⑦ＰＣＨ業務により貨物の移動差止または貨物手作業移行の登録がされていないこと。

（ｃ）取消しの場合

①入力されたＭＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報ＤＢに存在すること。

②入力された到着便名に対して本業務が行われていること。

③入力されたＭＡＷＢ番号及び到着便名に対して貨物確認情報登録業務が行われていないこと。

④ＰＣＨ業務により貨物の移動差止または貨物手作業移行の登録がされていないこと。

（Ｅ）包括保税運送ＤＢチェック

包括保税運送承認番号が入力された場合は、以下のチェックを行う。

①入力された包括保税運送承認番号に対する包括保税運送情報が包括保税運送ＤＢに存在すること。

②承認されていること。

③承認の取消しの旨が登録されていないこと。

④本業務の入力者と包括保税運送承認を受けた利用者が同一であること。

⑤登録されている発送場所及び運送先と入力された発送場所及び運送先が同一であること。

⑥本業務の入力年月日が包括保税運送承認期間内であること。

５．処理内容

（１）ＵＤＡ業務の場合

（Ａ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（Ｂ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（Ｃ）注意喚起メッセージ出力処理

登録、訂正または取消しの場合は、登録を行うには再送信が必要な旨を注意喚起メッセージとして出力する。

（２）ＵＤＡ０１業務の場合

（Ａ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（Ｂ）輸入貨物情報ＤＢ処理

（ａ）登録の場合

（ア）入力されたＭＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報ＤＢに存在する場合は、以下の処理を行う。

①ＭＡＷＢである旨を登録する。

②ＵＬＤ引取情報を登録する。

（イ）入力されたＭＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報ＤＢに存在しない場合は、以下の処理を行う。

①輸入貨物情報を作成する。

②ＭＡＷＢである旨を登録する。

③ＵＬＤ引取情報を登録する。

（ｂ）訂正の場合

①ＵＬＤ引取情報を訂正する。

②ＡＷＢ情報登録業務が行われている場合は、ＡＷＢ情報の個数及び重量を訂正する。

③貨物確認情報登録業務が行われている場合は、貨物確認情報の個数及び重量を訂正する。

④ＵＬＤ引取情報に保税運送申告の自動起動をする旨が登録されている場合で、かつ入力者が航空会社の場合は、保税運送申告の自動起動をする旨を取り消す。

（ｃ）取消しの場合は、ＵＬＤ引取情報を取り消す。

（Ｃ）重量換算処理

入力重量がポンドの場合は、キログラム単位への換算を行う。

①換算式

入力重量×０．４５３５９

（１ポンド＝０．４５３５９キログラムとする）

②端数処理

小数点以下第２位を切り上げ、小数点以下第１位が５以下の場合は５とし、６以上の場合は整数位１位へ切り上げ、小数点以下第１位は０とする。

（例）　１０．４６→１０．５

１０．５６→１１．０

（Ｄ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

（１）ＵＤＡ業務の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | 登録、訂正または取消しの場合 | 入力者 |
| ＵＬＤ引取情報登録呼出し結果情報 | 登録、訂正または取消しの場合 | 入力者 |
| ＵＬＤ引取情報照会情報 | 照会の場合 | 入力者 |

（２）ＵＤＡ０１業務の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| ＵＬＤ引取情報訂正情報 | 訂正または取消しの場合 | 入力者 |
| ＵＤＡ業務の登録者 |
| 入力された航空会社 |
| 入力された取卸保税蔵置場 |
| 訂正の場合 | 取卸港の管轄税関  （監視担当部門） |
| 取卸保税蔵置場の管轄税関  （保税担当部門） |

７．特記事項

ＵＬＤインタクト貨物に対して保税運送申告の自動起動をする旨を登録していた場合で、航空会社または保税蔵置場が訂正または取消しを行った場合は、保税運送申告の自動起動をする旨が取消しされる。

なお、この場合にＵＬＤ引取情報を登録した利用者は出力されたＵＬＤ引取情報訂正情報を確認し、保税運送申告の自動起動する旨が取消しされていた場合は、本業務の訂正により保税運送申告の自動起動する旨を再登録することも可能である。

ただし、ＵＬＤインタクト貨物に対して貨物確認情報登録業務が行われている場合は、保税運送申告の自動起動をする旨を再登録することは不可となるため、「保税運送申告（一般）（ＯＬＴ）」業務にて別途保税運送申告をする必要がある。